

令和2年4月8日
地域安全課

緊急事態宣言発令に係る防災行政無線等の活用について

1 防災行政無線

(1) 日程

- ① 令和2年4月8日（水）正午ごろ
- ② 令和2年4月8日（水）以降（土日を含む）午後5時
ふれあいメロディを差し替える形で、下記内容を放送

(2) 放送内容

（防災こがねい・防災こがねい）

新型コロナウイルスの感染が拡大しています。

生活の維持に必要な場合を除き、外出はお控えください。

2 その他

市ホームページ、ココバトによる市内巡回広報（平日、概ね午後2時～3時）、安全・安心メール、ツイッター、Yahoo！防災速報、Jcomにて、下記東京都緊急事態措置（案）に基づく情報を発信

※ 東京都緊急事態措置が変更される等、状況が変化次第、更新を行う。

東京都緊急事態措置（案）について

2. 実施内容

新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の措置を実施。

(1) 都民の方へ：徹底した外出自粛の要請

医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

※ 一部抜粋

問い合わせ先

地域安全課 宮奈・原嶋・穂山
電話 042-387-9807

●ツイッター

『東京都において、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が出されました。医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として、外出はお控えください。』

●Yahoo!防災速報

タイトル『新型コロナウイルス緊急事態宣言』

本文『東京都において、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が出されました。医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として、外出はお控えください。』

新型コロナウイルスに関する情報について（小金井市ホームページ）

<http://www.city.koganei.lg.jp/kenkofukuhs/kenkosodan/info/kanrenzyouhou/index.html>

●安全・安心メール

小金井市からの注意喚起

東京都において、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が出されました。医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として、外出はお控えください。

※返信メールは受け付けておりません。

担当部署：小金井市地域安全課

携帯電話からの配信停止はこちら

<https://reg23.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=sh-shm-1282dfa8b587f6572bc294764c04a549>

パソコンからの配信停止はこちら

<https://reg23.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=sh-sgt-c69e3836235ecc3f686eb8bfa111d990>

●Jコム

東京都において、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が出されました。

医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として、外出はお控えください。

●ホームページ

題：新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言について

東京都において、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が出されました。

医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として、外出はお控えください。

令和2年4月8日

小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 西岡 真一郎

市及び関係団体が実施するイベント等の取扱いについて（方針）

新型コロナウイルスによる感染症患者が首都圏において拡大する状況において、令和2年4月7日、内閣総理大臣から、緊急事態宣言が発令されたところである。これを踏まえ、改めて市及び関係団体（市の後援又は補助金等を受けて事業を実施する団体。以下同じ。）が実施するイベント、行事及び会議（以下「イベント等」という。）の中止・延期等について協議し、次のとおりとした。

市民の不安を払拭し、安全を確保することを第一に考え、市が実施するイベント等は、令和2年5月6日までの間、原則中止又は延期とする。関係団体についても、市に準じた対応を要請する。

なお、この取扱いについては、今後の感染症動向の変化に伴い、対策本部において適宜見直しを実施する。

令和2年4月8日
福祉保健部

東京都への確認事項について

1 東京都新型コロナウイルス関連患者居住地の自治体別公表についての保健衛生主管部長会意見要望の取扱い状況

上記の公表について、東京都が4月1日より公表を開始したことに
関して、部長会（会長市：多摩市）として、東京都福祉保健局総務部
に4月6日に要望を行った。

【内容】

① 感染経路や行動履歴、状況等

感染拡大防止対策を講じるうえでの必要情報の提供を求める。
ある程度統一した内容でお知らせください（フォーマット
を同じにする）。

② 公表等に当たっての事前連絡

今回の情報公表内容や以前の医療機関への受診の仕組みの
変更など、事前に東京都と市での情報共有・確認が必要である。
数字の公表については少なくとも前日までの情報提供の配慮
を要望する。

【回答】

4月7日に、連絡が会長市（多摩市）に入る。

・ できる限り早く回答したい。

2 緊急事態宣言発令後の特措法における高齢者施設の使用制限の要請について

上記の件について、4月7日に部長会会長市（多摩市）から東京都
に確認を行った。

【内容】

① 特措法の措置について適用を行うのか？

⇒ 現在、検討中

② 8日には通知が来るのか？

⇒ 宣言が出た段階で早急に、事業者・市区町村に通知を出す
予定。

今のところ、感染予防対策を取ったうえで、介護サービス
は継続する方向で通知文を出す予定。

（障害者サービスについてもほぼ同じ状況：確認中）

③ いつ決まるのか？

⇒ 自治体・事業者への通知（施設サービスの制限の範囲）に
ついては、4月10日に発出し、11日より適用になる予
定。（4月8日回答）

令和2年4月8日

市民及び市内事業者の皆様へ

小金井市新型インフルエンザ等対策本部長 小金井市長 西岡真一郎

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令に際して(注意喚起 No3)

「医療崩壊を防ぐ、感染しない、感染させない行動をお願いします。」

新型コロナウイルス感染が急激に広がる中、4月7日、政府より、5月6日までの緊急事態宣言が発令され、対象地域となった東京都は緊急事態措置(施設の使用制限等は10日発表予定)を実施しました。都内全体の陽性患者累計値は1,195人となり、感染経路不明や若い世代の感染が増加し、小金井市の患者累計値(4月7日時点)も3人となりました。日本の首都において感染の蔓延が長期化すれば、自分や家族の命と健康を害する重大危機となります。そのような事態を何としても回避するために、命と健康を最優先に考えた緊急事態宣言です。

様々な自粛要請や学校の臨時休業、地域経済や日常生活への影響等、日々の暮らししが一変し、不安で疲弊されている方もいらっしゃることと存じます。新型コロナウイルス感染症対策の最前線の医療現場、福祉や子育て支援の現場等、市民の生活や安心安全の維持にご尽力いただいている全ての皆様に感謝を申し上げるとともに、感染拡大防止にご協力いただいている市民や事業者の皆様に感謝を申し上げます。私たちは未知のウイルスの猛威によって、未知の領域に立たされています。この危機を乗り越えていくために、全世代のあらゆる立場の人々と危機を共有し、協力していかなければなりません。自分自身も感染しているのではないか、また、感染者への偏見や差別はあってはならないという意識を持つことも大切です。小金井市も関係機関と連携し、全力で対応していきます。皆様におかれましては、正しい情報に基づき、医療崩壊を防ぐ、感染しない、感染させない行動をお願いします。

- ◆生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛をお願いします。
- ◆感染拡大を抑えるために最も重要なことは、社会的距離(social distance)、人ととの距離を離すこと、以下の三つの密を避けることです。
 - ①換気不十分な密閉空間 ②多数の人が集まる密集した場所 ③間近で会話や発声をする密接場面
- ◆感染防止の基本は石鹼での手洗いの徹底、感染拡大の防止は、体調が悪い時は自宅にいること、咳エチケットやマスク着用です。
- ◆地方への流出は滞在地の感染拡大につながりかねません。5月6日までの間、夜間や週末も含めて、生活の維持に必要なこと以外の外出は避け、自宅で過ごしてください。
- ◆風邪の症状が出た際や、感染しているのではと感じた際は、小金井市医師会からの注意喚起 No3(別紙1)を参考にしてください。
- ◆食料品や医薬品の供給などは滞りなく行われています。買占めや買い急ぎは、他の方が買えないだけでなく、販売店の混雑を招き、感染リスクが高まります。冷静な行動をお願いします。

※若者の方へのお願い

若い世代の感染が増加しています。10代から30代の無症状の方が、自分でも気づかないうちに感染させてしまうリスクが指摘されています。皆さんの行動が多くの方々への感染防止に繋がり、より多くの命を救うことができます。ご協力をお願いします。

令和2年4月6日

新型コロナウイルス感染症対策についての考え方（案）

- 1 現状と課題** 令和2年2月20日以降、28回の庁内本部員による会議、1回の外部委員及び専門家を加えた会議を開催したほか、医師会、歯科医師会とも新型コロナウイルス感染症対策で変更となる業務の協議を行った。庁内本部員による会議では、市の新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）及び市の新型インフルエンザ等対策行動計画を第4回目の会議で配布し、業務継続計画については数回議題として取り上げたが、行動計画については議題として取り上げるまでに至っていない。議題として取り上げた業務継続計画についても、感染者数の増加や国や東京都の度重なる方針変更により、棚上げ状態であり、過去の議論についても、深化が図られていない。これは、主たる事務局である健康課が管理職対応にとどまっており、日々会議開催、議題収集、会議録校正、市ホームページ公開確認、保健所との連絡、医師会メッセージ確認、本部長メッセージの校正、会派代表者会議対応を支える事務局体制が脆弱なためである。管理職を除く事務局体制は、当番制の健康課職員1名及び生涯学習部からの応援職員1名を基本としているが、夜間に翌日の会議開催が決まることや当日の開催もあり、その場合は、健康課職員を2名出して対応することが多い。事務局職員1名は会議録作成に専念し、他の1名は追加資料配布、追加資料コピー、ホームページ用資料の保管など、補助的業務が多い。
- 2 改善策** 事務局機能を強化し、業務継続計画の実効性の検証、新型インフルエンザ時に発生しなかった新型コロナウイルス感染症のフェーズ（緊急事態宣言）を想定に加えた行動計画の見直し、基礎的自治体が担う広報、全庁的住民対応マニュアルの作成を確実に行う。日常業務としての対策本部業務運営についても、参画する。
- 3 改善理由** 1で述べたように現在の本部業務は、会議を開催することのみに主眼が置かれる状況であり、新型コロナウイルス感染症が収束した後、本市にとって、前例とすべき有用な経験が得られる見込みは甚だ薄い。また、事務局体制が本来担うことが期待される業務について、理事者に依存している割合も多いため

令和2年4月8日

保護者各位

小金井市長 西岡 真一郎
(公印省略)

緊急事態宣言の発令に伴う学童保育所の開所時間の短縮
及び登所自粛のお願いについて

日頃より、学童保育業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

4月8日付で国が緊急事態宣言を発令したことに伴い、今後東京都より感染を防止する措置として学童保育所の運営規模の縮小等を含む要請が行われる予定です。

当市としましては学童保育所内で子どもを介した感染が広がることを防止するため、都の要請内容を待たず市としての対応方針を決定し、緊急事態宣言の発令期間中においては学童保育所の開所時間の短縮と徹底した家庭での保育のご協力による登所自粛をお願いすることとしました。

保護者の皆様におかれましては、ご苦労をおかけしますが、現下の状況を考慮いただき、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、内容をご理解いただいた上で、なお利用が必要な方は、お子様の体調に十分留意いただいた上で利用をしていただくようお願いいたします。

記

1 開所時間

原則、午前8時00分から午後5時00分まで

※ 家庭状況から、どうしても午後5時以降保育が必要な場合は、ご相談ください。

2 利用をお控えいただきたい家庭

- (1) 保護者が育児休業を取得中のご家庭の児童
- (2) 保護者が仕事をお休みの場合
- (3) 保護者が就労以外の理由（病気、障がい、介護・看護、求職活動中）で学童保育所を利用されているご家庭の児童で保護者が保育できる場合
- (4) その他家庭保育が可能と思われる場合

※例え、在宅勤務の方、上の兄姉等がいる場合などで家庭保育に協力いただける場合

※開所時間の短縮、登所自粛のお願いは

令和2年4月13日（月）から5月6日（水）までのお願いです。

3 受け入れ条件

(1) 検温

登所前に必ずご家庭で検温をお願いします。37.5度以上の発熱がある場合はお預かりできません。

(2) その他の体調

咳などの症状がある方場合もお預かりできません。

※1 発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは利用できません。

※2 ハンカチは必ず持たせてください。

※3 できるだけマスクの着用をお願いします。

4 利用の連絡について

家庭保育にご協力いただける場合も含め、学童保育所を欠席する場合は、必ず利用する学童保育所までご連絡ください。なお、定例の早退・欠席に変更のある場合も必ずご連絡ください。

5 問合せ先

① 小金井市子ども家庭部

児童青少年課学童保育係

電話 042-387-9847

② 市立学童保育所各園

学童保育所	電話番号
さぐらなみ学童保育所	042-383-1183
たけとんぼ学童保育所	042-383-5488
あかね学童保育所 A	042-385-3370
あかね学童保育所 B	042-385-3372
さわらび学童保育所	042-383-5489
たまむし学童保育所	042-385-9280
まえはら学童保育所	042-383-1179
ほんちょう学童保育所	042-385-3360
みどり学童保育所	042-383-1178
みなみ学童保育所	042-383-1167

<担当課からのお願い>

新型コロナウイルス感染症の拡大は予断を許さない状況にあり、学童保育所での児童同士の接触を可能な限り減らし、感染リスクを低減する趣旨から、原則として家庭での保育のご協力を引き続きお願いします。

令和2年4月8日

小金井市内認可保育施設及び学童保育所等を
利用する児童の保護者の就労先事業者の皆様

小金井市長 西岡 真一郎

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた家庭保育の協力のお願いについて

日頃より、小金井市の保育行政にご理解とご協力いただきましてありがとうございます。
新型コロナウイルスの都内感染者は増加を続け、令和2年4月7日時点で1,100人
を超え、感染拡大の重大局面を迎えております。

国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議においても、現状を考えれば医療現場が
機能不全に陥ることが予想されると強い危機感が示されております。

そのような中、令和2年4月7日には国から緊急事態宣言が行われたところです。

小金井市では上記の状況を踏まえ、令和2年4月3日付け「家庭保育の協力のお願い」
及び同年4月8日付け「緊急事態宣言の発令に伴う学童保育所の開所時間の短縮及び登所
自粛のお願い」にて、お仕事がお休みの場合など、ご自宅での家庭保育が可能な保護者の
皆様に家庭保育のお願いをさせていただきました。

事業者の皆さんにおかれましては、小金井市内認可保育施設及び学童保育所等を利用する
児童の保護者の就労について、特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願いいた
します。

(問合せ先) 小金井市保育課 電話 042-387-9846
児童青少年課 電話 042-387-9847

令和2年4月7日

小金井市長

西岡真一郎 殿

小金井市議会公明党

緊急事態宣言に伴う小金井市の対応に関する緊急要望

小金井市においても新型コロナウィルスの感染者が3名となり、都内の感染者は1,000名を超えた。国は本日、早期終息をはかるため「緊急事態宣言」を発令する。小金井市としては、国・東京都の要請にもとづき、万全の対策を講じ感染拡大を防ぐため、市民のご協力を最大限求め、生活や経済の影響を最小限に留める為にも、以下の内容を要望する。

記

1. 防災行政無線を利用するなど、市民への外出抑制や正しい情報の提供を行うこと。
2. 医療従事者に対して敬意と謝意を表す取り組みとともに、医療従事者の感染を防ぐため、市民への診断フローの周知徹底をはかること。
3. 医療・介護の事業者や、子育て支援の現場に対し、マスクや消毒液が十分に行き届くよう支援すること。
4. 介護サービスについて、介護度の高いケースや、一人暮らしの高齢者の受け入れなど、柔軟な対応を検討すること。
5. 保育園や学童については、ライフラインに関わる業種や医療従事者に対して、安心して仕事が継続できるよう柔軟な使用制限を行うこと。
6. 保育園や学童の利用制限に対して、ファミリーサポートセンター利用助成拡大や、ベビーシッター等の代替え措置を検討すること。
7. 特別支援学校に通う児童・生徒については、丁寧な対応支援を行うこと。
8. 公園の子どもの達の「3密」状態をバトロールし、声掛けを行うこと。
9. 休業や自粛の要請により経営に与える影響を踏まえ、小金井市商工会の協力を得て、現場の声を伺い、国や都の制度（融資・貸付やテナント料猶予）につなげること。

（商工会員に限らない支援を要請する）
10. 経営者が生き残りをかけて独自に行われている取り組み（テイクアウトや宅配など）への財源や物流、市民への周知を支援すること。
11. 給食食材用の農作物に対する販売の支援を引き続き行うこと。
12. 長期化にともない、生活福祉資金貸付制度の特例（緊急小口資金・総合支援資金）や住居確保給付金制度の利用者が増加する可能性がある。窓口となる社会福祉協議会の人員体制や電話回線の十分な確保支援を行うこと。
13. 都営住宅・公社住宅の使用料について、収入減少等に対応して家賃滞納者への丁寧な対応により都への支援につなげること。また、市営住宅や高齢者住宅においても、入居者に対して状況の丁寧なヒアリングを行うこと。
14. 上記、様々なサービス拡充については、積極的な緊急雇用創出事業を実施すること。

以上

小金井市長 西岡真一郎 様
小金井市教育長 大熊雅士 様

2020年4月8日(水)

緊急事態措置への市の対応に関する申し入れ

会派：小金井をおもしろくする会
白井亨・水谷たかこ

4月7日火曜日、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、国は緊急事態宣言を発出し、対象地域である東京都は緊急事態措置を実施することを発表しました。休業を要請する施設の詳細については国との協議にて調整することが会見で述べられていましたが、いずれにせよこの緊急事態措置によって多方面に対する影響は甚大であり、市としてできる限りの市民の健康・生活を守るために、るべき対応について、以下の点を要望し申し入れいたします。

- 子どもとそこで働く方々の感染リスクに鑑み、保育園及び学童保育所は原則休園（休所）とし、医療従事者や警察・消防またライフライン維持に必要な職業のご家庭を対象に保育を確保すること。但し、勤め先がテレワーク等未対応もしくは不可な職種の方も多く、子どもの預け先が確保できない場合等において受け入れを行うことを周知し柔軟に対応すること。
- 学童保育所に関して、この異例な社会的状況において就職活動等の状況が厳しい実態に鑑み、求職者の入所要件を「6月までの就業」から「9月以降」まで延長する措置をとり、家庭保育の協力を依頼すること。
- 家庭内に居場所がない児童・生徒がいるという前提に立ち、子どもの権利を守るために専門の相談窓口を緊急的に設置し周知に努めること。
- オンライン授業等の対応について、速やかに大胆な予算措置も含め検討すること。
- 経営難が懸念される飲食店では「3つの密」を避けた上で、事業継続する手立てとして「テイクアウト」「お弁当」に関するプロジェクトが市民発意で行われている。これらを広く周知することや、テイクアウトへの補助を行うことも検討し、市内飲食店への支援を行うこと。
- 様々な国や都の支援メニューが報道されているが、窓口の一元化と専門士を配置するなどして手続きをスムーズにできるよう対応すること。その際、申請や書類なども含め市役所に出向くことのリスク対策として、例えばオンラインで手続きが完了できるような仕組みの導入を検討すること。
- 市の発信する情報をもっと整理しスピード感をもって発信すること。誰がどのような支援が受けられるか等、分野ごとの情報をただ箇条書きにするのではなく、可視化する工夫をするなど情報の量の拡充および質を向上させること。そのためには、本件に関する広報活動については、専任あるいはプロジェクト化して担当者を明確にし、統一性のとれた迅速な広報活動を行うこと。
- 必要な場所（店舗等）に最短距離で外出することを可能にするための取組みとして、市内でどの店が営業しているかなどの情報を網羅しHP等で発信すること。また常に最新情報を更新すること。

以上、申し入れます。